

交通・移動・公共料金など

市営駐車場・駐輪場の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者は、以下の金額で利用できます。

種別	料金	利用場所
駐車場	駐車した時から 2時間まで無料。 2時間を超えたときから 1時間ごとに100円	(東郷駅) 日の里口自動車駐車場
		(赤間駅) 南口自動車駐車場 北口駅前広場自動車駐車場 北口第1自動車駐車場 北口第2自動車駐車場 北口第3自動車駐車場
駐輪場 (定期利用のみ) ※自動二輪は対象外	定期券料金が半額免除	(東郷駅) 宗像大社口第1自転車等駐車場 宗像大社口第2自転車等駐車場 日の里口第1自転車等駐車場 日の里口第2自転車等駐車場
		(赤間駅) 南口第1自転車等駐車場 南口第2自転車等駐車場 北口第1自転車等駐車場(東側) 北口第2自転車等駐車場(西側)

※利用前に問い合わせが必要

※利用・購入の際は手帳又は証明書の提示が必要

●お問い合わせ

東郷駅日の里口第1自転車等駐車場	TEL 0940-37-0515
東郷駅宗像大社口第1自転車等駐車場	TEL 0940-37-1331
赤間駅北口第1自転車等駐車場	TEL 0940-33-8898
赤間駅南口第2自転車等駐車場	TEL 0940-35-4433
宗像市役所 建築課	TEL 0940-36-5203 FAX 0940-36-7005

バス・鉄道の運賃割引

旅客鉄道（JR九州）の運賃割引

第1種身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人 (単独時)	乗車券	5割	・片道101km以上利用の場合のみ	手帳提示
	定期券	無		
	特急券	無		
本人 (介護者 同一行程)	乗車券	5割	・距離制限なし・本人介護者とも割引	手帳提示
	回数券	5割	・距離制限なし・本人介護者とも割引	手帳提示
	※定期券	5割	・距離制限なし ・小児定期乗車券の割引なし	手帳提示
	特急券	無		

第2種身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人 (単独時)	乗車券	5割	・片道 101km 以上利用の場合のみ	手帳提示
	定期券	無		
	特急券	無		
本人 (介護者 同一行程)	乗車券	無	・障害者本人が 12 歳未満の場合のみ ・距離制限なし ・小児定期乗車券の割引なし	手帳提示
	※定期券	5割		
	特急券	無		

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通勤定期乗車券を発売する。

※小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。

※障がい者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。

●時刻・運賃料金のお問い合わせ

JR九州案内センター 営業時間 9:00~17:30 TEL 0570-04-1717

西鉄バス・西鉄電車の運賃割引

種別			第1種身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳1級		第2種身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳2級・3級	
			本人	介護者	本人	介護者
現金 普通乗車券 回数乗車券 ICカード	バス	大人	5割引	5割引	5割引	—
		小児	5割引	5割引	5割引	—
	鉄道	大人	5割引	5割引	5割引	—
		小児	5割引	5割引	5割引	—
定期乗車券 (通勤・通学)	バス	大人	5割引	5割引(※)	5割引	—
		小児	—	5割引(※)	—	5割引(※)
	鉄道	大人	5割引	5割引(※)	—	—
		小児	—	5割引(※)	—	5割引(※)

※上記の運賃割引については各種適用条件等がございますのでご注意ください。詳しくは西鉄グループホームページの障がい者割引についてのページをご確認ください。

※定期乗車券については、介護者は通勤定期となります。(大人通勤の5割)

●お問い合わせ

西鉄お客さまセンター TEL 050-3616-2150

ふれあいバス・コミュニティバスの運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者は、以下の金額で利用・購入できます。

種別	料金	購入場所
運賃	100円	—
1日乗車券	200円	ふれあいバス・コミュニティバス車内 西鉄バス赤間営業所(事務所)
回数券	1,000円 (100円券×11枚)	
定期券	1ヶ月: 3,000円 3ヶ月: 9,000円 6ヶ月: 18,000円 1年: 36,000円	赤間定期券発売所(バスセンター) 西鉄バス赤間営業所(事務所)

※利用・購入の際は手帳が必要(「ミライロIDアプリ」の手帳画面の提示でも可)

※介護者は手帳所持者1名につき1名まで
 ※ふれあいバスは、車椅子に乗ったまま乗車できます。
 コミュニティバスは、車椅子をご自身で折りたたんで乗車してください。

宮若・宗像線の運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者は、以下の金額で利用
 ・購入できます。

種別	料金	購入場所
運賃	100円～320円	—
定期券	1ヶ月：4,500円～（3,600円～） 3ヶ月：12,830円～（10,260円～） 6ヶ月：25,520円～（20,410円～） ※通学定期の場合は、（ ）内の金額 ※乗降場所により、金額は異なります。	CoCokara 日の里 （東郷駅日の里口付近）

※利用・購入の際は手帳が必要（「ミライロIDアプリ」の手帳画面の提示でも可）

※介護者は手帳所持者1名につき1名まで

オンデマンドバス「のるーと」の運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者は、以下の金額で利用
 ・購入できます。

種別	料金	購入場所
運賃	日の里地区内 （宗像ユリックス、メイトム宗像含む）	100円
	日の里地区内～レガネット東郷店	150円
	日の里地区内～宗像医師会病院	200円
1日乗車券	300円	CoCokara ひのさと（平日/10:00-17:00）、 のるーと車内（運行時間内）
定期券	1ヶ月：4,500円	CoCokara ひのさと（平日/10:00-17:00）

※利用・購入の際は手帳が必要（「ミライロIDアプリ」の手帳画面の提示でも可）

※介護者は手帳所持者1名につき1名まで ※車椅子は、ご自身で折りたたんで乗車してください。

むなりんく（宗像版公共ライドシェア）の運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者は、以下の金額で利用
 できます。

種別	指定エリア内料金	指定エリア外料金
運賃	300円	400円～ ※乗降場所により、金額は異なります。

※利用の際は手帳が必要（「ミライロIDアプリ」の手帳画面の提示でも可）

※支払方法は、現金とクレジットカードです。

※2名以上の乗車で1名あたり100円の割引になります。ただし、1名だけで乗車の場合でもマイナンバーカードの提示により割引料金で乗ることができます。

●お問い合わせ

宗像市役所 都市再生課 TEL 0940-36-9777 FAX 0940-36-7005

船の運賃割引

名称	対象となる人	割引率
宗像市渡船 (地島～神湊航路) (大島～神湊航路)	第1種手帳所持者とその介護者 第2種手帳所持者(市内在住者、もしくは、片道101キロメートル以上旅行するものと認められるものに限る) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者とその介護者 精神障害者保健福祉手帳2級、3級所持者(市内在住者、もしくは、片道101キロメートル以上旅行するものと認められるものに限る)	一般旅客運賃の50% (対象者のうち、地島在住者が地島～神湊航路を、大島在住者が大島～神湊航路を利用の場合は無料)

※詳しくはチケット購入時にお尋ねください。

●お問い合わせ

宗像市 元気な島づくり課 渡船係 TEL 0940-62-3592 FAX 0940-62-3503

ふくおか・まごころ駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

●お問い合わせ

宗像・遠賀保健福祉環境事務所 総務企画課 企画指導係 TEL 0940-36-2045 FAX 0940-36-2592

タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者がタクシーを利用した場合に、規定料金が割引となる場合があります。(手帳の提示が必要です)

割引の有無や内容は、タクシー会社毎に異なりますので、タクシー会社へ直接お尋ねください。

なお、下記「福祉タクシー料金の助成」との併用も可能です。

●お問い合わせ 各タクシー会社

福祉タクシー料金の助成

宗像市・福津市にある、宗像グリーンタクシー、新星交通、みなとタクシー、福栄タクシー、平和タクシー、宗像交通、福祉タクシーうみがめ、iW care Taxi、ケアタクシーリードの9社のタクシー会社を利用した場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示し利用券を提出することにより、小型タクシーの基本料金分を助成します。

●対象となる人(在宅者のみで、施設入所・長期入院中の人は除く)

- | | |
|---|-----------------------|
| ① 視覚障がい1級、2級の人 | ② 肢体不自由1級、2級の人 |
| ③ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害1級の人 | ④ 免疫又は肝臓機能障害の1級又は2級の人 |
| ⑤ 療育手帳Aの人 | ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の人 |

●申請に必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※事前に市役所福祉政策課で申請してください。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

有料道路の割引

有料道路を通行する際、通常料金の約半額になる制度で、以下の障がい者への割引が適用されます。なお、この割引を受けるためには事前に福祉政策課にて身体障害者手帳または療育手帳に必要事項（割引対象である旨、自動車登録番号、割引有効期限、障害者ご本人以外の方の運転である旨）の記載を受ける必要があります。

※自家用車を事前登録のうえ ETC 利用申請される方を対象に、新たにオンライン申請を導入しました。詳細につきましては、オンライン申請受付サイト（<https://www.expressway-discount.jp>）をご確認ください。

- ア 身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第2種」）
- イ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障がい者ご本人以外の方が運転し、重度の障がい者ご本人が同乗される場合（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第1種」）

●対象自動車の所有者（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」）

- ・対象者が(ア)の場合、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（個人名義に限る）
- ・対象者が(イ)の場合も(ア)と同様。ただし、該当の者が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護をしている者も対象

●手続きと有効期間

下記に記載している必要書類等を福祉政策課に持参し、手帳の指定の箇所に自動車登録番号及び割引有効期限を記載した有料割引登録シールの貼付を事前に受けてください。有効期間は新規及び変更の申請においては、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。なお、有効期限の2ヶ月前から更新手続きが可能で、その場合は3回目の誕生日（最長2年2ヶ月）までとなります。※手帳自体に有効期限がある場合で有料道路の割引有効期限よりも手帳の有効期限が先に到来する場合は手帳の有効期限までとなります。

●必要書類【ETCをご利用にならない場合は①～④】

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 割引を受ける車の自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ③ 自動車検査証記録事項
- ④ 障がい者本人が運転する場合のみ運転免許証（「新規」申し込みの場合）
- ⑤ 障がい者本人名義のETCカード（「新規」申し込み又は「変更」「更新」手続きで前回申請から変更がある場合）（未成年の重度障がい者の方が、本人の運転による割引を受けず、介護者の運転による割引適用を受ける場合は親権者又は法定後見人名義のカードも可能）
- ⑥ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書）（「新規」申し込み又は「変更」「更新」手続きで前回申請から変更がある場合）

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856
西日本高速道路株式会社 九州支社 保全サービス事業部 料金課
TEL 092-260-6111（代） 受付時間：土日祝日を除く平日 9:00～12:00、13:00～17:00

駐車禁止規制からの除外措置

対象となる人	障害の種類
身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい1級から3級までの各級及び4級の1 ・聴覚障がい2級及び3級 ・平衡機能障がい3級 ・肢体不自由（上肢）1級、2級の1及び2級の2 ・ // （下肢）1級から4級までの各級 ・ // （体幹）1級から3級までの各級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい ・ // （上肢機能）1級及び2級 （一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） ・ // （移動機能）1級から4級までの各級 ・心臓機能障がい1級及び3級 ・じん臓機能障がい1級及び3級 ・呼吸器機能障がい1級及び3級 ・ぼうこう又は直腸の機能障がい1級及び3級 ・小腸機能障がい1級及び3級 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい1級から3級までの各級 ・肝臓機能障がい1級から3級までの各級 ・身体障がい者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める方
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・重度（A）の障がい
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・1級
右記該当者は個別にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会が認める方とは、戦傷病者手帳所持者、及び色素性乾皮症の方 ・2つ以上の障がいを有する人で、交付対象に該当するか分からない方

※受付時間：平日のみ 午前9時から午後4時まで（年末年始を除く）

※障がい部位・等級等により、申請・交付出来ない場合がありますので、申請前に直接窓口にてお問い合わせください。

●お問い合わせ

宗像警察署 交通課 TEL 0940-36-0110（代表）
福岡県警察本部 交通規制課 TEL 092-641-4141（代表）

車いす移送車の貸出

宗像市社会福祉協議会では、車いすのまま乗れる車いす移送車（スロープ付ワゴン車）の貸出を行っています。

●対象となる人

歩行が困難なために外出の際に車いすなどを必要とし、公共交通機関及びタクシーの利用が困難な障がい児・者、高齢者。（ただし、制度上介護タクシーや事業所の移送サービスを利用している人は、そちらを優先して利用してください）

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会／宗像市ボランティアセンター
TEL 0940-37-4100 FAX 0940-37-4101
メールアドレス v-net@syakyo.munakata.com
ホームページアドレス <https://syakyo.munakata.com/volunteer>

盲導犬の貸与

九州盲導犬協会では、視覚障がい者の日常歩行の自由・安全と社会参加のため盲導犬を無償で貸与しています。

●対象となる人

18歳以上で盲導犬を有効に活用できる視覚障がい者（1級、2級程度）

●お問い合わせ

公益財団法人九州盲導犬協会 盲導犬総合訓練センター 糸島市東702番地1
TEL 092-324-3169 FAX 092-324-3386 ホームページ <https://www.fgda.or.jp>

自動車運転免許取得費の助成

障がいのある人の社会活動への参加を促進するため、普通自動車免許を取得する際の自動車学校での費用の一部を助成するものです。

●対象となる人

身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の人

療育手帳の交付を受けている人（知的障がいの程度は問いません。）

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障がいの程度は問いません）

※免許の取得前又は取得後6か月以内の申請が必要です。所得制限があります。

※過去に自己の責任において免許を失効させた人、及び免許の取消処分を受けた人は対象になりません。

●必要な書類など

- ① 障害者自動車運転免許取得助成事業申請書
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

●限度額

10万円

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

自動車改造費の助成

障がいのある人が就労等に伴い、本人が所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要がある場合に、その改造費を助成しています。

●対象となる人

身体障害者手帳の交付を受けていて、上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいのある人

※必ず事前に申請してください。所得制限があります。

●必要な書類など

- ①自動車改造費助成申請書
- ②所得状況届
- ③車検証（新車の場合には注文書）
- ④身体障害者手帳
- ⑤免許証の写し
- ⑥改造の見積書
- ⑦改造装置のパフレット

●限度額

10万円（対象者1人につき1回限り。ただし、5年を経過した場合は再度申請可能）

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

NHK受信料の免除

次にあげる人については、NHKへ放送受信料免除申請書（福祉事務所長等の証明が必要）を提出し、受理された月から、受信料が全額または半額免除されます。

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	社会福祉施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所属税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病患者	戦傷病患者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

●申請窓口

○身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

○戦傷病患者手帳の交付を受けた方 福岡県庁福祉労働部保護援護課

●NHK放送受信料問い合わせ

TEL 0570-077-077（受付時間：午前9時～午後6時〔土・日・祝日も受付〕）

※IP電話等のお客様で上記の電話番号をご利用にならない場合は、

TEL 050-3786-5003 FAX 045-522-3044 ホームページ <https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>